

議案第 66 号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例

川崎市港湾振興会館条例（平成 3 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表を次のように改める。

種 別	利用時間	休館日
会議室 研修室 体育室 展望室 テニスコート テニスコート照明施設	午前 9 時から午後 9 時まで	12 月 29 日から 翌年の 1 月 3 日ま での日
ビーチバレー場	午前 9 時から午後 5 時まで （7 月 1 日から 8 月 31 日 までは、午前 9 時から午後 6 時まで）	

別表第 2 中

「

4 庭球場及び照明施設利用料

種 別	単 位	金 額
庭球場	1箇所1回（1時間以内）	600円
庭球場照明施設	1箇所1回（1時間以内）	800円

#### 5 駐車場利用料

種 別	区 分		金 額
普通自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	200円
		3時間以上5時間未満	400円
		5時間以上	600円
大型自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	400円
		3時間以上5時間未満	800円
		5時間以上	1,200円
回数駐車料	3,400円に相当する利用分		3,000円
	6,000円に相当する利用分		5,000円
定期駐車料	1月1台（普通自動車に限る。）		5,000円

備考 1 普通自動車及び大型自動車とは、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）別表第2備考第1項に定めるところによる。

2 1時間未満の駐車場の利用料は、無料とする。

を

「

#### 4 テニスコート及び照明施設利用料

種 別	単 位	金 額
テニスコート	1面1回（1時間以内）	600円
テニスコート照明施設	1面1回（1時間以内）	800円

#### 5 ビーチバレー場利用料

単 位	金 額

1面1回（1時間以内）	600円
-------------	------

備考 1 入場料を徴収する場合の利用料の額は、規定利用料の4倍に相当する額とする。

2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後5時から午前9時まで（7月1日から8月31日までは、午後6時から午前9時まで）の時間に限る。）に利用するときの利用料の額は、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の2割増相当額とする。

## 6 駐車場利用料

種 別	区 分		金 額
普通自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	200円
		3時間以上5時間未満	400円
		5時間以上	600円
大型自動車駐車料	1日1台1回	1時間以上3時間未満	400円
		3時間以上5時間未満	800円
		5時間以上	1,200円
回数駐車料	3,400円に相当する利用分		3,000円
	6,000円に相当する利用分		5,000円
定期駐車料	1月1台（普通自動車に限る。）		5,000円

備考 1 普通自動車及び大型自動車とは、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）別表第2備考第1項に定めるところによる。

2 1時間未満の駐車場の利用料は、無料とする。

に改める。

」

別表第3備考に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、ビーチバレー場においては、利用許可を受けた1時間までごとに、1回として扱う。

附 則

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

ビーチバレー場の新設に伴い、当該施設の利用料金の上限額を定めること等のため、この条例を制定するものである。